要 請 書

よみがえれ!有明訴訟原告団・弁護団

6月27日,佐賀地裁は、深刻な漁業被害に苦しむ有明海漁民とこれを支援する市民たちが、潮受堤防の撤去、排水門の開門を求めて提起した「よみがえれ!有明訴訟」において、漁民・市民の切実な願いを受け入れ、判決確定から3年以内に開門し、以後、5年間にわたって開門を継続することを命じる画期的な勝訴判決を言い渡した。

この歴史的判決が認めたように、深刻な漁業被害は、いまや待ったなしで、「開門」を必要としている。排水門の開放をしないまま、今のままの状態で潮受堤防を存続させるかぎり、漁業被害は年々累積的にその被害を拡大し続けるであろう。

また、農水省は、営農開始時点である2008年4月までには調整池の水質について農業用水として環境基準をクリアすることを約束してきた。

しかし、実際には、環境基準をクリアするどころか、調整池の水質は基準の数倍も悪化しており、今後も水質改善の見通しが立っていない。

われわれは、調整池の水質改善には、諌早湾を締め切る潮受堤防の南北両排水門を開放 し、調整池に海水を導入するしか途はないと認識しており、それこそが干拓地での営農と有 明海の漁業とが両立する途だと考えている。

そこで、調整池を含む本明川を管理する貴省において、以下の点についてのお考えをお 聞かせ願いたい。

記

- 1 潮受堤防排水門の開門について、河川管理者としてどのように対応する お考えなのか。
- 2 排水門の開門を実施するに際し、防災問題についてどのようにお考えな のか。

以上